

多摩市特別工業地区建築条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市特別工業地区建築条例（平成16年多摩市条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が特に認める建築物)

第2条 条例第4条ただし書の規定による市長が付近居住の環境を害するおそれがないと認めて許可する建築物は、作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えない工場で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 作業場の用途に供する建築物を、耐火建築物又は準耐火建築物としたもの
- (2) 作業場の用途に供する建築物の外壁を、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第22条の3に規定する基準に適合する構造としたもの
- (3) 作業場の用途に供する建築物における作業場部分の外壁に設ける開口部が、次のア及びイに該当するもの
 - ア 隣地境界線に面して設ける作業場部分の開口部（換気、冷暖房及び排煙の設備の風道は除く。）をはめごろしとしたもの
 - イ 作業場部分の出入り口は、隣地境界線に面することなく、かつ、遮音効果のある戸を設けたもの
- (4) 原動機又は機械の基礎を、作業場の用途に供する建築物の基礎と分離したもの
- (5) 原則として、荷さばき用の駐車施設を工場の敷地内に設けたもの

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。